

目 次

令和4年12月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第60号	箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
2	議案第61号	箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
3	議案第62号	箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第63号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第64号	箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第65号	箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
7	議案第66号	箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第67号	令和4年度箱根町一般会計補正予算(第7号)
9	議案第68号	令和4年度箱根町水道事業会計補正予算(第1号)
10	議案第69号	令和4年度箱根町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第 60 号

箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日から議会を除く地方公共団体の機関も同法の適用を受けることとなったことから、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たな条例を制定する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

(個人情報取扱事務の登録)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された地方公共団体等行政文書（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された地方公共団体等行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。第4号において「個人情報記録」という。）を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
 - ア 個人情報を取り扱う目的
 - イ 個人情報の項目名

ウ 個人情報の収集先及び収集の方法

エ 個人情報について電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理（専ら文章を作成するための処理、専ら文書若しくは図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を製作するための処理又は専ら文書若しくは図画の内容の伝達を電子通信の方法により行うための処理を除く。）をいう。）を行うときは、その旨

オ 個人情報を利用する範囲並びに個人情報を提供するときは提供する範囲及び提供する個人情報の項目名並びにオンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）により個人情報を提供するときは、その旨

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 4 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求に係る手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定による保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示決定を受けていない保有個人情報に係る訂正請求等)

第7条 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。

3 法第90条第3項の規定は、第1項の規定による訂正の請求については、適用しない。

4 第1項の規定による訂正の請求に対し、当該訂正の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正の請求を拒否することができる。

(開示決定を受けていない保有個人情報に係る利用停止請求等)

第8条 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、法の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の利用停止を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

3 法第98条第3項の規定は、第1項の規定による利用停止の請求について

は、適用しない。

- 4 第1項の規定による利用停止の請求に対し、当該利用停止の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止の請求を拒否することができる。

(審査会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年箱根町条例第 号）第2条に規定する箱根町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 実施機関は、毎年、法及びこの条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(箱根町個人情報保護条例の廃止)
- 2 箱根町個人情報保護条例（平成14年箱根町条例第26号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の箱根町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条又は第30条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人

情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 5 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧条例第 30 条第 1 項又は第 2 項の受託事務等に従事していた者
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第 7 条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録に係る手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 5 施行日前に旧条例第 14 条第 1 項若しくは第 2 項、第 20 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 23 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧条例の規定により箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例附則第 2 項の規定による改正前の箱根町情報公開条例（平成 15 年箱根町条例第 14 号）第 19 条第 1 項の規定により町に置かれた同項に規定する箱根町情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報（旧条例第 2 条第 7 号に規定する行政文書に記録されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第 3 項第 2 号に掲げる者

- 8 前項各号に掲げる者並びに旧審査会の委員及び旧審査会の委員であった者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 この条例の施行前において受託者等（旧条例第13条第2項に規定する受託者等をいう。以下同じ。）の代表者又は受託者等の代理人、使用人その他の従業員であった者が、その受託事務等に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託者等に対しても、前2項の罰金刑を科する。
- 10 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
（箱根町畑宿寄木会館条例等の一部改正）
- 11 次に掲げる条例の規定中「箱根町個人情報保護条例（平成14年箱根町条例第26号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。
- (1) 箱根町畑宿寄木会館条例（平成17年箱根町条例第25号）第11条
 - (2) 箱根湿生花園条例（令和元年箱根町条例第13号）第17条
 - (3) 箱根町集会所条例（平成17年箱根町条例第23号）第12条
 - (4) 箱根町弥坂湯条例（平成19年箱根町条例第12号）第15条
 - (5) 箱根町宮城野温泉会館条例（平成17年箱根町条例第20号）第15条
 - (6) 箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例（平成17年箱根町条例第22号）第16条
 - (7) 箱根町都市公園条例（昭和54年箱根町条例第6号）第23条
 - (8) 箱根町駐車場条例（平成17年箱根町条例第26号）第17条
 - (9) 箱根町総合体育館条例（平成8年箱根町条例第10号）第18条
 - (10) 箱根町テニスコート条例（平成17年箱根町条例第21号）第15条
- （箱根町情報公開条例の一部改正）
- 12 箱根町情報公開条例（平成15年箱根町条例第14号）の一部を次のように改正する。
- 第3条第1項第3号を削る。
- 第10条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第5項中「起

算して 60 日」を「59 日」に改める。

議案第 61 号

箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項に規定する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の機関等として、箱根町情報公開・個人情報保護審査会を設置するとともに、当該機関の組織及び調査審議等の手続等について必要な事項を定めるため、新たな条例を制定する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、箱根町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、町に、箱根町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 箱根町情報公開条例（平成15年箱根町条例第14号）第17条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 実施機関（箱根町情報公開条例第3条第2項に規定する実施機関をいう。）が立案し、及び実施する情報公開に関する制度の改善についての施策に関し、箱根町情報公開条例第27条第2項の規定により意見を述べること。
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第4条第1項において「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年箱根町条例第 号）第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。

(組織等)

第3条 審査会は、町長が委嘱する5人以内の委員で組織する。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限等)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（箱根町情報公開条例第17条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（同条例第3条第2

項に規定する実施機関をいう。)及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。)をいう。以下この条において同じ。)に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書(箱根町情報公開条例第3条第1項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。)又は保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、審査請求のあった処分に係る行政文書又は保有個人情報の写しが作成されたときは、当該写しについては、箱根町情報公開条例第4条から第18条までの規定は、適用しない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第5条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料の写しの送付等)

第6条 審査会は、第4条第3項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(箱根町情報公開条例第3条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は

資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第8条 第3条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（箱根町情報公開条例の一部改正）

2 箱根町情報公開条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第19条」を「箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年箱根町条例第 号）第2条」に改め、「同条第1項を除き、」を削り、同条第3項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同項第1号中「以下」を「次号及び第3号において」に改める。

第19条から第22条までを次のように改める。

第19条から第22条まで 削除

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の箱根町情報公開条例（以下「旧条例」という。）第19条第1項の規定により町に置かれた箱根町

情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第3条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

4 町長は、施行日前においても、第3条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

5 施行日前に旧条例の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第19条第3項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（箱根町手数料条例の一部改正）

7 箱根町手数料条例（平成12年箱根町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の32の項中「第38条第1項」の次に「又は第81条第3項において準用する第78条第1項」を加え、「同項」を「同法第38条第1項又は第81条第3項において準用する第78条第1項」に改める。

議案第 62 号

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

本年の人事院勧告による職員の給与改定等を行うため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の給与に関する条例(昭和32年箱根町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	150,100	185,200	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2	151,200	186,900	236,000	267,600	292,900	321,400	365,500	410,500
3	152,400	188,500	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4	153,500	190,200	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5	154,600	191,700	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6	155,700	193,400	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	195,200	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	196,900	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	198,500	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	200,300	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	202,100	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	203,900	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	205,400	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	207,200	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	209,000	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	210,800	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	212,400	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	214,200	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400

19	172,600	216,000	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	217,800	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	219,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	221,000	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	222,700	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	224,500	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	226,100	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	227,800	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	229,400	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	230,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	232,200	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	233,800	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	235,400	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	236,900	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	237,900	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	239,400	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	240,700	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	241,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	243,100	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	244,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	245,100	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	246,100	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	247,200	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	248,100	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	249,000	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	250,000	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	250,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	252,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	253,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	254,700	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	256,000	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	

50	220,300	257,400	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	258,600	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	259,800	312,700	357,200	375,400	401,300	441,800	
53	223,300	260,900	314,300	358,100	376,100	402,000	442,200	
54	224,200	262,100	315,900	359,200	376,800	402,700	442,600	
55	225,100	263,400	317,500	360,100	377,500	403,400	443,000	
56	226,000	264,500	319,000	361,200	378,200	403,900	443,300	
57	226,300	265,600	320,500	362,100	378,700	404,500	443,600	
58	227,100	266,600	321,700	362,800	379,300	405,100	444,000	
59	227,800	267,800	322,900	363,500	379,900	405,700	444,300	
60	228,500	268,900	324,100	364,200	380,600	406,300	444,600	
61	229,200	269,900	324,800	364,600	381,000	406,800	444,900	
62	230,000	270,900	325,700	365,200	381,700	407,500		
63	230,700	272,000	326,500	365,900	382,300	408,100		
64	231,300	273,100	327,300	366,600	382,900	408,600		
65	231,900	274,000	328,200	366,900	383,300	408,900		
66	232,500	275,000	328,600	367,600	383,900	409,500		
67	233,100	275,900	329,300	368,300	384,500	410,200		
68	233,800	277,000	330,100	369,000	385,100	410,700		
69	234,500	278,100	330,900	369,300	385,500	411,200		
70	235,100	279,100	331,600	369,900	386,000	411,900		
71	235,600	280,000	332,300	370,600	386,500	412,600		
72	236,300	281,000	333,000	371,200	387,100	413,300		
73	237,000	281,500	333,500	371,500	387,400	413,700		
74	237,600	282,400	334,100	372,100	388,100	414,400		
75	238,200	283,100	334,600	372,800	388,800	415,100		
76	238,700	284,000	335,200	373,400	389,300	415,800		
77	239,300	285,000	335,500	373,800	389,600	416,300		
78	240,000	285,800	336,000	374,300	390,300	417,000		
79	240,700	286,600	336,400	374,900	391,000	417,700		
80	241,200	287,400	336,900	375,400	391,700	418,400		

81	241,700	288,200	337,300	375,900	392,200	418,900		
82	242,300	288,700	337,800	376,500	392,900	419,600		
83	242,900	289,100	338,300	377,000	393,600	420,300		
84	243,400	289,600	338,800	377,300	394,200	421,000		
85	243,900	289,800	339,100	377,700	394,700	421,500		
86	244,500	290,100	339,500	378,200	395,300	422,200		
87	245,100	290,300	340,000	378,600	395,900	422,900		
88	245,600	290,700	340,400	379,000	396,500	423,600		
89	246,100	290,900	340,700	379,400	397,200	424,100		
90	246,600	291,100	341,100	379,900	397,800	424,800		
91	246,900	291,500	341,600	380,300	398,400	425,500		
92	247,300	291,800	342,000	380,700	399,000	426,200		
93	247,600	292,100	342,200	381,000	399,700	426,700		
94		292,400	342,600		400,300			
95		292,700	343,100		400,900			
96		293,100	343,500		401,500			
97		293,400	343,700		402,200			
98		293,800	344,100		402,800			
99		294,100	344,500		403,400			
100		294,500	344,800		404,000			
101		294,700	345,100		404,700			
102		294,900	345,500					
103		295,200	345,900					
104		295,600	346,300					
105		295,800	346,800					
106		296,100	347,200					
107		296,500	347,600					
108		296,900	348,000					
109		297,100	348,500					
110		297,400	348,900					
111		297,800	349,200					

112		298,100	349,500					
113		298,300	350,000					
114		298,600						
115		299,000						
116		299,300						
117		299,500						
118		299,900						
119		300,300						
120		300,600						
121		300,800						
122		301,000						
123		301,300						
124		301,700						
125		301,900						
再任用	193,600	204,700	223,200	246,700	259,600	279,800	295,200	320,700

第 2 条 箱根町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合には 100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 105」を「100 分の 100」に改める。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年箱根町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、その額が神奈川県地域別最低賃金(最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金をいう。以下この条において同じ。)の額を下回る場合は、当該地域別最低賃金の額とする。

第 9 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、その額が神奈川県地域別最低賃金の額を下回る場合は、当該地域別最低賃金の額とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 7 条関係)

基準月額表

(単位：円)

号給	報酬月額
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200
26	186,900
27	188,500
28	190,200
29	191,700
30	193,400

31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	199,900
35	201,400
36	202,900
37	204,200
38	205,500
39	206,700
40	208,000
41	209,300
42	210,600
43	211,900
44	213,200
45	214,300
46	215,600
47	216,900
48	218,200
49	219,200
50	220,300
51	221,300
52	222,300
53	223,300
54	224,200
55	225,100
56	226,000
57	226,300
58	227,100
59	227,800
60	228,500
61	229,200

62	230,000
63	230,700
64	231,300
65	231,900
66	232,500
67	233,100
68	233,800
69	234,500
70	235,100
71	235,600
72	236,300
73	237,000
74	237,600
75	238,200
76	238,700
77	239,300
78	240,000
79	240,700
80	241,200
81	241,700
82	242,300
83	242,900
84	243,400
85	243,900
86	244,500
87	245,100
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第3条の規定 令和4年12月1日
 - (3) 第2条の規定 令和5年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の箱根町職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の箱根町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 63 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

人事院勧告による一般職の期末勤勉手当の支給割合の引き上げに伴い、特別職についても同様の措置を講ずる必要があるので、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 64 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

特別職の職員の期末手当について支給割合を引き上げることに伴い、議会議員の期末手当についても同様の措置を講ずる必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 65 号

箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の
制定について

箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のよう
に定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の一部改正による定年の引き上げに
伴い、現行条例の一部改正等を行う必要があるので、本条例案を提出するもの
である。

箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(箱根町職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の定年等に関する条例(昭和59年箱根町条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第4条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第5条―第10条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第11条)

第5章 雑則(第12条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(第8条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第8条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第5条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、箱根町職員の給与に関する条例(昭和32年箱根町条例第18号)第15条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第9条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力

(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる

特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長さ

れた期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定

の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 箱根町職員の給与に関する条例(昭和32年箱根町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の3の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員の給料)」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた額」の次に「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加え、同条第2項を削る。

第7条の4第3項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「同条例」を「勤務時間条例」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第3項及び第17条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改め、同条第 1 項中「第 6 条」を「第 4 条第 2 項から第 10 項まで、第 6 条」に、「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 第 6 条、第 7 条、第 7 条の 3 及び第 7 条の 5 の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附則に次の見出し及び 8 項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例)

27 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 29 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 2 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 箱根町職員の定年等に関する条例（昭和 59 年箱根町条例第 5 号）第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 5 条に規定する職を占める職員

(3) 箱根町職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

29 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 31 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 27 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生

じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 33 附則第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第5項(第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第16条第5項中「給料の月額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」とあるのは、「給料の月額(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)と附則第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 34 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 再任用の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員	基 準 給料月額							
	193,600	204,700	223,200	246,700	259,600	279,800	295,200	320,700

(箱根町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 箱根町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 40 年箱根町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 4 条 箱根町職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年箱根町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 箱根町職員の定年等に関する条例第 8 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 9 条に次の 1 号を加える。

(3) 箱根町職員の定年等に関する条例第 8 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 17 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「以下「再任用短時間勤務職員等」を「次条第 1 項において「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 18 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第 5 条 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成 7 年箱根町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、「で同

法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項並びに第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 6 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年箱根町条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 箱根町職員の定年等に関する条例第 8 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 7 条 箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年箱根町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(箱根町職員の降給に関する条例の一部改正)

第 8 条 箱根町職員の降給に関する条例(平成 28 年箱根町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「号給に変更することをいう。以下同じ。)」の次に「並びに地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)」を加える。

第 3 条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例の適用を受ける職員に対する降

給に関する特例)

- 2 箱根町職員の給与に関する条例附則第 27 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、第 2 条中「とする」とあるのは、「並びに箱根町職員の給与に関する条例附則第 27 項の規定による降給とする」とする。
- 3 第 5 条の規定は、箱根町職員の給与に関する条例附則第 27 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(箱根町職員の再任用に関する条例の廃止)

第 9 条 箱根町職員の再任用に関する条例(平成 12 年箱根町条例第 29 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 条の規定は、公布の日から施行する。

(箱根町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第 1 条の規定による改正前の箱根町職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の箱根町職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和

11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28

条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。) 又は暫定再任用 (この項若しくは次項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。次項第 5 号において同じ。) をされたことがある者

- 2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新定年条例第 2 条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第 11 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法 (以下「新地方公務員法」という。) 第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者 (前 3 号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者 (前各号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員 (第 1 項若しくは第 2 項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。) の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条において同じ。）に達している者（新定年条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者を、新定年条例第11条の規定により採用することができず、新定年条例原

則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第6条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第2条の規定による改正後の箱根町職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第27項から第34項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第8条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この条及び次条において同じ。)の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される箱根町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第9条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第10条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される箱根町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 11 条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 7 条の 4 第 3 項並びに第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

第 12 条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 16 条第 3 項の規定を適用する。

第 13 条 新給与条例第 17 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年箱根町条例第 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第 14 条 箱根町職員の給与に関する条例第 4 条第 2 項及び第 4 項から第 10 項まで、第 6 条、第 7 条並びに第 7 条の 3 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第 15 条 前 7 条に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

（箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 16 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 4 条の規定による改正後の箱根町職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第 17 条第 2 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 17 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 5 条の規定による改正後の箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 18 条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、第 6 条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定を適用する。

(箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第 19 条 箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 29 年箱根町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項及び第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

議案第 66 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改める。

附則第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改める。

附則第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改める。

附則第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改める。

附則第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改める。

附則第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改める。

附則第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改める。

附則第 19 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改める。

附則第 20 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改める。

附則第 21 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改める。

附則第 22 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改める。

附則第 23 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 24 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の箱根町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第67号

令和4年度箱根町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度箱根町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,015,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,402,433千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月30日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		617,221	114	617,335
	10 国庫補助金	375,115	114	375,229
60 寄付金		607,294	900,000	1,507,294
	05 寄付金	607,294	900,000	1,507,294
65 繰入金		386,361	115,743	502,104
	05 基金繰入金	386,361	115,743	502,104
歳 入 合 計		10,386,576	1,015,857	11,402,433

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 議会費		123,414	△4,067	119,347
	05 議会費	123,414	△4,067	119,347
10 総務費		2,365,199	984,429	3,349,628
	05 総務管理費	2,117,348	982,618	3,099,966
	10 徴税費	158,058	△3,541	154,517
	15 戸籍住民基本台帳費	56,126	5,526	61,652
	20 選挙費	26,662	310	26,972
	30 監査委員費	6,788	△484	6,304
15 民生費		1,857,144	△675	1,856,469
	05 社会福祉費	1,237,782	△9,747	1,228,035
	10 児童福祉費	618,806	9,072	627,878
20 衛生費		1,247,026	35,550	1,282,576
	05 保健衛生費	422,673	4,862	427,535
	10 清掃費	824,107	30,688	854,795
25 農林水産業費		138,850	2,056	140,906
	05 農業費	14,083	2,056	16,139
30 観光費		1,026,501	713	1,027,214
	05 観光費	1,026,501	713	1,027,214
35 土木費		570,354	2,865	573,219
	05 土木管理費	59,628	609	60,237
	10 道路橋りょう費	268,662	3,630	272,292
	20 都市計画費	128,603	△1,374	127,229
40 消防費		932,618	11,608	944,226
	05 消防費	932,618	11,608	944,226
45 教育費		1,015,323	△16,622	998,701
	05 教育総務費	285,453	△21,477	263,976
	10 小学校費	231,710	3,366	235,076
	15 中学校費	99,549	602	100,151
	20 幼稚園費	33,469	555	34,024
	25 社会教育費	294,702	1,105	295,807
	30 保健体育費	70,440	△773	69,667
歳 出 合 計		10,386,576	1,015,857	11,402,433

第2表 債務負担行為補正

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
電子計算機器等借上 (令和4年度設置分)	令和4年度	(予算計上額 250) 千円	令和4年度	(予算計上額 206) 千円
	令和5年度	1,499	令和5年度	1,029
	令和6年度	1,499		
	令和7年度	1,499		
	令和8年度	1,499		
	令和9年度	1,250		
	計	7,246	計	1,029

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	617,221	114	617,335
60 寄付金	607,294	900,000	1,507,294
65 繰入金	386,361	115,743	502,104
歳入合計	10,386,576	1,015,857	11,402,433

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 議会費	123,414	△4,067	119,347	0	0	0	△4,067
10 総務費	2,365,199	984,429	3,349,628	0	0	900,000	84,429
15 民生費	1,857,144	△675	1,856,469	114	0	0	△789
20 衛生費	1,247,026	35,550	1,282,576	0	0	0	35,550
25 農林水産業費	138,850	2,056	140,906	0	0	0	2,056
30 観光費	1,026,501	713	1,027,214	0	0	0	713
35 土木費	570,354	2,865	573,219	0	0	0	2,865
40 消防費	932,618	11,608	944,226	0	0	0	11,608
45 教育費	1,015,323	△16,622	998,701	0	0	0	△16,622
歳出合計	10,386,576	1,015,857	11,402,433	114	0	900,000	115,743

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
15 民生費国庫補助金	145,370	114	145,484
計	375,115	114	375,229

(款) 60 寄付金

(項) 05 寄付金

35 ふるさと納税寄付金	600,000	900,000	1,500,000
計	607,294	900,000	1,507,294

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	379,497	115,743	495,240
計	386,361	115,743	502,104

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 児童福祉費国庫補助金	114	95 児童虐待・DV対策等総合支援事業費 国庫補助金追加	114

05 ふるさと納税寄付金	900,000	03 一般寄付金追加	900,000

05 財政調整基金繰入金	115,743	05 財政調整基金繰入金追加	115,743

3 歳出

(款) 05 議会費

(項) 05 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 議会費	123,414	△4,067	119,347	0	0	0	△4,067
計	123,414	△4,067	119,347	0	0	0	△4,067

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

05 一般管理費	767,549	70,463	838,012	0	0	0	70,463
15 電子計算管理費	141,877	209	142,086	0	0	0	209
35 企画費	455,939	416,045	871,984	0	0	416,045	0
45 防災対策費	99,329	605	99,934	0	0	0	605
50 交通保安対策費	5,370	85	5,455	0	0	0	85

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	△3,368	01-01-01 報酬更正減……………	△3,368
2 給料	27	(報酬)	
3 職員手当等	△754	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△229
4 共済費	28	01-51 議会議員報酬更正減	△3,139
		01-01-02 議会議員・職員給与費更正減……………	△699
		議会議員給与費更正減	
		一般職等給与費更正減	

1 報酬	△16	01-01-01 報酬更正減……………	△16
2 給料	20,720	(報酬)	
3 職員手当等	37,179	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△16
4 共済費	4,623		
10 需用費	7,957	01-01-02 職員給与費追加……………	62,522
		特別職給与費追加	
		一般職等給与費追加	
		01-05-02 一般管理経常経費追加……………	7,957
		(需用費)	
		10-05 光熱水費追加	7,957
18 負担金補助 及び交付金	209	05-01-01 電子計算処理推進事業追加……………	209
		18-01 負担金追加	209
12 委託料	84,666	05-30-01 ふるさと納税促進事業追加……………	416,045
13 使用料及び 賃借料	331,379	12-01 委託料追加	84,666
		13-01 使用料及び賃借料追加	331,379
10 需用費	605	01-05-01 経常経費追加……………	605
		(需用費)	
		10-06 修繕料追加	605
10 需用費	85	01-05-01 経常経費追加……………	85
		(需用費)	
		10-05 光熱水費追加	85

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
60 コミュニティ活動推進費	30,077	793	30,870	0	0	0	793
65 出張所費	6,068	83	6,151	0	0	0	83
70 諸費	9,821	10,380	20,201	0	0	0	10,380
75 財政調整基金費	440,160	483,955	924,115	0	0	483,955	0
計	2,117,348	982,618	3,099,966	0	0	900,000	82,618

(款) 10 総務費

(項) 10 徴税費

05 税務総務費	134,976	△3,541	131,435	0	0	0	△3,541
計	158,058	△3,541	154,517	0	0	0	△3,541

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	763	01-05-01 経常経費追加……………	303
13 使用料及び 賃借料	30	(需用費) 10-02 燃料費追加 10-05 光熱水費追加 (使用料及び賃借料) 13-14 下水道使用料追加	3 270 30
		01-05-02 弥坂湯経常経費追加…………… (需用費) 10-02 燃料費追加 10-05 光熱水費追加	490 160 330
10 需用費	83	01-05-01 経常経費追加…………… (需用費) 10-02 燃料費追加 10-05 光熱水費追加	83 35 48
22 償還金利子 及び割引料	10,380	01-05-01 経常経費追加…………… (償還金利子及び割引料) 22-02 過年度過誤納還付金追加	10,380 10,380
24 積立金	483,955	01-05-01 経常経費追加…………… (積立金) 24-51 財政調整基金積立金追加	483,955 483,955

1 報酬	603	01-01-01 報酬追加……………	603
2 給料	△3,354	(報酬)	
3 職員手当等	△339	01-12 会計年度任用職員報酬追加	603
4 共済費	△451	01-01-02 職員給与費更正減…………… 一般職等給与費更正減	△4,144

(款) 10 総務費

(項) 15 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 戸籍住民基本台帳費	56,126	5,526	61,652	0	0	0	5,526
計	56,126	5,526	61,652	0	0	0	5,526

(款) 10 総務費

(項) 20 選挙費

05 選挙管理委員会費	6,916	310	7,226	0	0	0	310
計	26,662	310	26,972	0	0	0	310

(款) 10 総務費

(項) 30 監査委員費

05 監査委員費	6,788	△484	6,304	0	0	0	△484
計	6,788	△484	6,304	0	0	0	△484

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

05 社会福祉総務費	433,228	△10,306	422,922	0	0	0	△10,306
20 国民年金費	3,061	156	3,217	0	0	0	156

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△706	01-01-01 報酬更正減	△706
2 給料	2,781	(報酬)	
3 職員手当等	2,415	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△706
4 共済費	1,036	01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	6,232

2 給料	38	01-01-02 職員給与費追加	310
3 職員手当等	17	一般職等給与費追加	
4 共済費	255		

2 給料	△134	01-01-02 職員給与費更正減	△484
3 職員手当等	△327	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△23		

1 報酬	2,159	01-01-01 報酬追加	2,159
2 給料	△9,084	(報酬)	
3 職員手当等	△2,081	01-12 会計年度任用職員報酬追加	2,159
4 共済費	△1,300	01-01-02 職員給与費更正減 一般職等給与費更正減	△12,465
1 報酬	58	01-01-01 報酬追加	58
3 職員手当等	3	(報酬)	
4 共済費	95	01-12 会計年度任用職員報酬追加	58
		01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	98

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
45 老人福祉センター費	23,918	403	24,321	0	0	0	403
計	1,237,782	△9,747	1,228,035	0	0	0	△9,747

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	147,818	△5,317	142,501	114	0	0	△5,431
10 認定こども園費	263,887	4,852	268,739	0	0	0	4,852
15 保育所費	116,224	9,537	125,761	0	0	0	9,537
計	618,806	9,072	627,878	114	0	0	8,958

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	315	01-05-01 経常経費追加……………	403
13 使用料及び 賃借料	88	(需用費) 10-05 光熱水費追加 (使用料及び賃借料) 13-13 温泉使用料追加	315 88

2 給料	△3,702	01-01-02 職員給与費更正減……………	△5,546
3 職員手当等	△1,093	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△751		
12 委託料	229	05-19-01 こども宅食サービス事業追加…………… 12-01 委託料追加	229 229
1 報酬	△4,292	01-01-01 報酬更正減……………	△4,292
2 給料	2,382	(報酬)	
3 職員手当等	1,728	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△4,292
4 共済費	2,503		
10 需用費	2,531	01-01-02 職員給与費追加…………… 一般職等給与費追加 01-05-01 経常経費追加…………… (需用費) 10-05 光熱水費追加	6,613 2,531 2,531
1 報酬	393	01-01-01 報酬追加……………	393
2 給料	4,302	(報酬)	
3 職員手当等	1,555	01-12 会計年度任用職員報酬追加	393
4 共済費	2,334		
10 需用費	953	01-01-02 職員給与費追加…………… 一般職等給与費追加 01-05-01 経常経費追加…………… (需用費) 10-02 燃料費追加 10-05 光熱水費追加	8,191 953 137 816

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 保健衛生総務費	102,602	△1,712	100,890	0	0	0	△1,712
22 総合保健福祉センター費	145,179	6,574	151,753	0	0	0	6,574
計	422,673	4,862	427,535	0	0	0	4,862

(款) 20 衛生費

(項) 10 清掃費

05 清掃総務費	151,306	247	151,553	0	0	0	247
10 ごみ処理費	602,218	30,441	632,659	0	0	0	30,441
計	824,107	30,688	854,795	0	0	0	30,688

(款) 25 農林水産業費

(項) 05 農業費

10 農業総務費	4,862	2,056	6,918	0	0	0	2,056
計	14,083	2,056	16,139	0	0	0	2,056

(単位：千円)

節		説明		
区分	金額			
1	報酬	2,509	01-01-01 報酬追加……………	2,509
2	給料	△4,988	(報酬)	
3	職員手当等	△1,682	01-12 会計年度任用職員報酬追加	2,509
4	共済費	△281		
18	負担金補助 及び交付金	2,730	01-01-02 職員給与費更正減……………	△6,951
			一般職等給与費更正減	
			05-06-01 地域医療体制推進事業追加……………	2,730
			18-51 補助金追加	2,730
10	需用費	6,574	01-05-01 経常経費追加……………	6,574
			(需用費)	
			10-05 光熱水費追加	6,574

1	報酬	△148	01-01-01 報酬更正減……………	△148
2	給料	376	(報酬)	
3	職員手当等	△63	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△148
4	共済費	82		
			01-01-02 職員給与費追加……………	395
			一般職等給与費追加	
10	需用費	30,441	01-05-01 経常経費追加……………	30,441
			(需用費)	
			10-05 光熱水費追加	30,441

2	給料	1,406	01-01-02 職員給与費追加……………	2,056
3	職員手当等	274	一般職等給与費追加	
4	共済費	376		

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 観光総務費	97,806	△3,687	94,119	0	0	0	△3,687
10 観光振興費	187,783	△54	187,729	0	0	0	△54
15 観光施設費	101,764	4,208	105,972	0	0	0	4,208
17 箱根湿生花 園費	125,402	2,343	127,745	0	0	0	2,343
20 森のふれあ い館費	43,179	1,026	44,205	0	0	0	1,026

(単位：千円)

節			
区分	金額	説明	
2 給料	△2,660	01-01-02 職員給与費更正減	△3,687
3 職員手当等	△541	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△486		
3 職員手当等	△346	01-01-02 職員給与費更正減	△346
10 需用費	292	一般職等給与費更正減	
		01-05-01 経常経費追加 (需用費)	166
		10-05 光熱水費追加	166
		05-09-01 観光情報推進事業追加	126
		10-05 光熱水費追加	126
10 需用費	4,162	01-05-01 経常経費追加 (需用費)	4,179
13 使用料及び 賃借料	46	10-02 燃料費追加	22
		10-05 光熱水費追加 (使用料及び賃借料)	4,111
		13-14 下水道使用料追加	46
		05-02-01 やすらぎの森整備事業追加	29
		10-02 燃料費追加	29
1 報酬	△5,766	01-01-01 報酬更正減	△5,766
2 給料	5,557	(報酬)	
3 職員手当等	1,144	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△5,766
4 共済費	319		
10 需用費	1,089	01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	7,020
		01-05-01 経常経費追加 (需用費)	1,089
		10-02 燃料費追加	321
		10-05 光熱水費追加	768
1 報酬	135	01-01-01 報酬追加	135
4 共済費	139	(報酬)	
10 需用費	752	01-12 会計年度任用職員報酬追加	135
		01-01-02 職員給与費追加 一般職等給与費追加	139

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
20							
25 ジオミュー ジアム費	55,936	△3,214	52,722	0	0	0	△3,214
30 観光美化推 進費	16,142	91	16,233	0	0	0	91
計	1,026,501	713	1,027,214	0	0	0	713

(款) 35 土木費

(項) 05 土木管理費

05 土木総務費	59,628	609	60,237	0	0	0	609
計	59,628	609	60,237	0	0	0	609

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

05 道路橋りよ う総務費	5,118	130	5,248	0	0	0	130
10 道路維持費	155,044	3,500	158,544	0	0	0	3,500
計	268,662	3,630	272,292	0	0	0	3,630

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		01-05-01 経常経費追加……………	752
		(需用費)	
		10-02 燃料費追加	114
		10-05 光熱水費追加	638
1 報酬	△2,730	01-01-01 報酬更正減……………	△2,730
2 給料	△184	(報酬)	
3 職員手当等	△810	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△2,730
4 共済費	3		
10 需用費	507	01-01-02 職員給与費更正減……………	△991
		一般職等給与費更正減	
		01-05-01 経常経費追加……………	507
		(需用費)	
		10-02 燃料費追加	10
		10-05 光熱水費追加	497
2 給料	35	01-01-02 職員給与費追加……………	91
3 職員手当等	26	一般職等給与費追加	
4 共済費	30		

2 給料	471	01-01-02 職員給与費追加……………	609
3 職員手当等	△26	一般職等給与費追加	
4 共済費	164		

10 需用費	130	01-05-01 経常経費追加……………	130
		(需用費)	
		10-05 光熱水費追加	130
11 役務費	1,500	01-05-01 経常経費追加……………	3,500
14 工事請負費	2,000	(役務費)	
		11-21 浚渫等手数料追加	1,500
		(工事請負費)	
		14-51 町道維持補修工事追加	2,000

(款) 35 土木費

(項) 20 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 都市計画総務費	99,023	△1,834	97,189	0	0	0	△1,834
10 公園施設費	29,580	460	30,040	0	0	0	460
計	128,603	△1,374	127,229	0	0	0	△1,374

(款) 40 消防費

(項) 05 消防費

05 常備消防費	848,945	11,608	860,553	0	0	0	11,608
計	932,618	11,608	944,226	0	0	0	11,608

(款) 45 教育費

(項) 05 教育総務費

10 事務局費	283,201	△21,477	261,724	0	0	0	△21,477
計	285,453	△21,477	263,976	0	0	0	△21,477

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	78	01-01-01 報酬追加	78
2 給料	△1,808	(報酬)	
3 職員手当等	256	01-12 会計年度任用職員報酬追加	78
4 共済費	△360	01-01-02 職員給与費更正減	△1,912
		一般職等給与費更正減	
10 需用費	460	01-05-01 公園施設経常経費追加	170
		(需用費)	
		10-05 光熱水費追加	170
		01-05-02 いこいの家経常経費追加	290
		(需用費)	
		10-02 燃料費追加	230
		10-05 光熱水費追加	60

2 給料	△4,393	01-01-02 職員給与費追加	5,063
3 職員手当等	3,684	一般職等給与費追加	
4 共済費	5,772		
10 需用費	6,545	01-05-01 経常経費追加	6,545
		(需用費)	
		10-02 燃料費追加	2,778
		10-05 光熱水費追加	3,767

1 報酬	△5,103	01-01-01 報酬更正減	△5,103
2 給料	△7,670	(報酬)	
3 職員手当等	△7,592	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△5,103
4 共済費	△1,112	01-01-02 職員給与費更正減	△16,374
		一般職等給与費更正減	

(款) 45 教育費

(項) 10 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 小学校管理費	224,913	3,366	228,279	0	0	0	3,366
計	231,710	3,366	235,076	0	0	0	3,366

(款) 45 教育費

(項) 15 中学校費

05 中学校管理費	70,676	602	71,278	0	0	0	602
計	99,549	602	100,151	0	0	0	602

(款) 45 教育費

(項) 20 幼稚園費

05 幼稚園管理費	33,469	555	34,024	0	0	0	555
計	33,469	555	34,024	0	0	0	555

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△168	01-01-01 報酬更正減……………	△168
2 給料	190	(報酬)	
3 職員手当等	212	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△168
4 共済費	△213		
10 需用費	3,345	01-01-02 職員給与費追加…………… 一般職等給与費追加	189
		01-05-01 経常経費追加…………… (需用費)	3,345
		10-02 燃料費追加	584
		10-05 光熱水費追加	2,761

1 報酬	65	01-01-01 報酬追加……………	65
2 給料	13	(報酬)	
3 職員手当等	34	01-12 会計年度任用職員報酬追加	65
4 共済費	132		
10 需用費	358	01-01-02 職員給与費追加…………… 一般職等給与費追加	179
		01-05-01 経常経費追加…………… (需用費)	358
		10-02 燃料費追加	358

1 報酬	△478	01-01-01 報酬更正減……………	△478
2 給料	35	(報酬)	
3 職員手当等	134	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△478
4 共済費	181		
10 需用費	683	01-01-02 職員給与費追加…………… 一般職等給与費追加	350
		01-05-01 経常経費追加…………… (需用費)	683
		10-05 光熱水費追加	683

(款) 45 教育費

(項) 25 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 社会教育総務費	13,447	△133	13,314	0	0	0	△133
10 公民館費	112,815	1,783	114,598	0	0	0	1,783
15 郷土資料館費	26,599	△1,335	25,264	0	0	0	△1,335
30 箱根関所費	122,488	790	123,278	0	0	0	790
計	294,702	1,105	295,807	0	0	0	1,105

(款) 45 教育費

(項) 30 保健体育費

10 体育施設費	61,654	△773	60,881	0	0	0	△773
計	70,440	△773	69,667	0	0	0	△773

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	103	01-01-01 報酬追加	103
3 職員手当等	△122	(報酬)	
4 共済費	△114	01-12 会計年度任用職員報酬追加	103
		01-01-02 職員給与費更正減	△236
		一般職等給与費更正減	
1 報酬	△106	01-01-01 報酬更正減	△106
2 給料	△158	(報酬)	
3 職員手当等	△322	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△106
4 共済費	154		
10 需用費	2,215	01-01-02 職員給与費更正減	△326
		一般職等給与費更正減	
		01-05-01 経常経費追加	2,215
		(需用費)	
		10-05 光熱水費追加	2,215
1 報酬	△910	01-01-01 報酬更正減	△910
3 職員手当等	△278	(報酬)	
4 共済費	△147	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△910
		01-01-02 職員給与費更正減	△425
		一般職等給与費更正減	
1 報酬	415	01-01-01 報酬追加	415
2 給料	△37	(報酬)	
3 職員手当等	159	01-12 会計年度任用職員報酬追加	415
4 共済費	253		
		01-01-02 職員給与費追加	375
		一般職等給与費追加	

1 報酬	△492	01-01-01 報酬更正減	△492
3 職員手当等	49	(報酬)	
4 共済費	△330	01-12 会計年度任用職員報酬更正減	△492
		01-01-02 職員給与費更正減	△281
		一般職等給与費更正減	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	11,593 (4.4)	-	7,975	45,548	6,412	51,960	
	議 員	13	49,757	-	22,291 (4.4)	-	-	72,048	15,688	87,736	
	その他の 特別職	692	38,289	-	-	-	-	38,289	10,014	48,303	
	計	708	88,046	25,980	33,884	-	7,975	155,885	32,114	187,999	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,329 (4.3)	-	7,969	45,278	6,361	51,639	
	議 員	14	52,896	-	22,746 (4.3)	-	-	75,642	15,688	91,330	
	その他の 特別職	692	38,289	-	-	-	-	38,289	10,014	48,303	
	計	709	91,185	25,980	34,075	-	7,969	159,209	32,063	191,272	
比 較	長 等	0	-	0	264 (0)	-	6	270	51	321	
	議 員	△ 1	△ 3,139	-	△ 455 (0)	-	-	△ 3,594	0	△ 3,594	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	△ 1	△ 3,139	0	△ 191	-	6	△ 3,324	51	△ 3,273	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	488	195,608	1,309,268	1,043,522	2,548,398	457,307	3,005,705	
補正前	482	210,234	1,309,107	1,010,844	2,530,185	444,447	2,974,632	
比 較	6	△ 14,626	161	32,678	18,213	12,860	31,073	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	31,848	-	52,376	309,147	233,105	42,197	3,068
	補正前	31,842	-	52,189	314,430	221,316	40,950	2,319
	比 較	6	-	187	△ 5,283	11,789	1,247	749

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	児 童 退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,464	120,866	30,156	2,546	15,385
	補正前	1,464	115,611	32,041	2,056	15,710
	比 較	0	5,255	△ 1,885	490	△ 325

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考			
給 料	161	給与改定に伴う増減分	4,788					
		その他の増減分	△ 862 △ 8,208 4,443	人事異動等による減 中途退職による減 中途採用による増				
職員手当等	32,678	制度改正に伴う増減分	865 12,153	期末手当 865千円	給与改定による増	865千円		
				勤勉手当 12,153千円	給与改定による増 支給月数改定による増	719千円 11,434千円		
		その他の増減分	19,660	時間外勤務手当 5,255千円 期末手当 △ 6,148千円 勤勉手当 △ 364千円 管理職手当 1,247千円 退職手当組合負担金 20,448千円 その他の増減分 △ 778千円	支給基礎額の減 支給基礎額の減 支給対象者の増 退職者増による特別負担金の増			

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職	消 防 職
令和4年11月1日現在	平均給料月額 (円)	341,255	284,550	297,348
	平均給与月額 (円)	395,359	312,700	368,830
	平均年齢 (歳)	45.2	56.2	39.0
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	305,359	282,917	302,520
	平均給与月額 (円)	344,907	311,933	385,237
	平均年齢 (歳)	41.4	55.2	40.1

イ、初任給

区 分	一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度		
				一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)
高 校 卒	154,600	147,700	158,900	154,600	151,900	-
大 学 卒	185,200	-	191,700	185,200	-	-

ウ、級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			単 純 労 務 職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年11月1日現在	1 級	23	9.6	1 級	0	0.0	1 級	26	26.0
	2 級	59	24.7	2 級	0	0.0	2 級	9	9.0
	3 級	39	16.3	3 級	3	60.0	3 級	16	16.0
	4 級	26	10.8	4 級	2	40.0	4 級	20	20.0
	5 級	36	15.1				5 級	15	15.0
	6 級	31	13.0				6 級	9	9.0
	7 級	20	8.4				7 級	4	4.0
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	239	100.0	計	5	100.0	計	100	100.0
令和4年1月1日現在	1 級	24	10.2	1 級	0	0.0	1 級	23	23.0
	2 級	55	23.4	2 級	1	16.7	2 級	12	12.0
	3 級	41	17.4	3 級	3	50.0	3 級	12	12.0
	4 級	22	9.4	4 級	2	33.3	4 級	22	22.0
	5 級	39	16.6				5 級	18	18.0
	6 級	30	12.8				6 級	8	8.0
	7 級	19	8.1				7 級	4	4.0
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	235	100.0	計	6	100.0	計	100	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主幹、副技幹の職務	副課長、主幹、技幹の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務
単純労務職	技能員、庁務員及び給食調理員の職務	相当の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	相当高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員				
消 防 職	消防士の職務	消防士長、消防副士長の職務	主任の職務	主査、隊長、分遣所長の職務	係長、副主幹、分遣所長、隊長の職務	課長、副課長、主幹、副分署長、専任課長の職務	次長、消防署長、副署長、分署長、課長の職務	消防長の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			
			一般行政職	単純労務職	消 防 職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	344	239	5	100	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	312	214	5	93	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	1	1	0	0
		2号給(人)	35	22	0	13
		3号給(人)	11	9	0	2
		4号給(人)	198	133	4	61
		5号給(人)	63	46	1	16
		6号給(人)	4	3	0	1
比 率 (B)/(A) (%)	90.7	89.5	100.0	93.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	341	235	6	100	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	308	211	5	92	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	2	2	0	0
		2号給(人)	17	7	0	10
		3号給(人)	19	13	0	6
		4号給(人)	209	142	4	63
		5号給(人)	52	39	1	12
		6号給(人)	9	8	0	1
比 率 (B)/(A) (%)	90.3	89.8	83.3	92.0		

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.150	2.250	4.40	有	
補正前	2.150	2.150	4.30	有	
国の制度	2.150	2.250	4.40	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支 給 対 象 地 域	箱 根 町 全 地 域
支 給 率 (%)	0.0
国の指定基準に 基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	単純労務職	消 防 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.2	0.1	0.6	0.7
支給対象職員の比率(4年11月1日現在)(%)	27.9	2.1	60.0	88.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	税務手当、清掃作業手当、消防手当			

ケ、その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	町内居住者 月額3,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

3. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	144	195,608	—	30,137	225,745	37,290	263,035	
補正前	135	210,234	—	36,412	246,646	34,682	281,328	
比 較	9	△ 14,626	—	△ 6,275	△ 20,901	2,608	△ 18,293	

※本表の数値は、2-(1)総括の内数です。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	補正前	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
							国 県 支出金	地方債	その他	
電子計算機器等借上 (令和4年度設置分)		7,246			令和4年度 ～ 令和9年度	7,246	0	0	0	7,246
電子計算機器等借上 (令和4年度設置分)	補正額	△ 6,217				△ 6,217	0	0	0	△ 6,217
電子計算機器等借上 (令和4年度設置分)	補正後の額	1,029			令和4年度 ～ 令和5年度	1,029	0	0	0	1,029

令和4年度 箱根町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度箱根町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度箱根町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予算額）	（補正額）	（計）
支	出			
第1款	水道事業費	418,227 千円	7,700 千円	425,927 千円
	第1項 営業費用	376,120 千円	7,700 千円	383,820 千円

令和4年11月30日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和4年度 箱根町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	水道事業収益		423,695		423,695
	1 営業収益		384,350		384,350
		1 給 水 収 益	369,024		369,024
		2 その他営業収益	15,326		15,326
	2 営業外収益		39,345		39,345
		1 受取利息及び配当金	3		3
		2 長期前受金戻入	38,881		38,881
		3 雑 収 益	461		461

支出

款	項	目	既決額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	水道事業費		418,227	7,700	425,927
	1 営業費用		376,120	7,700	383,820
		1 原 水 浄 水 費	57,084	4,550	61,634
		2 配 水 給 水 費	63,793	3,150	66,943
		3 総 係 費	53,266		53,266
		4 減 価 償 却 費	195,037		195,037
		5 資 産 減 耗 費	3,700		3,700
		6 その他営業費用	3,240		3,240
	2 営業外費用		41,107		41,107
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	21,330		21,330
		2 雑 支 出	77		77
		3 消 費 税	19,700		19,700
	4 予備費		1,000		1,000
		1 予 備 費	1,000		1,000

令和4年度 箱根町水道事業
 予定キャッシュフロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

1 業務活動によるキャッシュフロー		千円
純利益		△ 3,623
減価償却費		195,037
資産減耗費		3,500
長期前受金戻入		△ 38,881
未収金の増減		△ 15,442
貸倒引当金の増減		△ 1,483
貯蔵品の増減		454
未払金の増減		△ 86
賞与引当金の増減		81
受取利息		△ 3
支払利息		21,330
小計		160,884
受取利息		3
支払利息		△ 21,330
業務活動 計		139,557
2 投資活動によるキャッシュフロー		
建設改良費の支出		△ 127,217
工事負担金		1,760
他会計補助金		1,545
その他未収金の増減		0
投資活動 計		△ 123,912
3 財務活動によるキャッシュフロー		
企業債の収入		75,000
企業債償還の支出		△ 106,500
財務活動 計		△ 31,500
資金増加額 (又は減少額)		△ 15,855
資金期首残高		159,726
資金期末残高		143,871

令和4年度 箱根町水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

	資 産 の 部				
1 固定資産	千円	千円	千円	千円	千円
(1)有形固定資産					
ア土地		56,661			
イ建物	64,886				
減価償却累計額	<u>△ 46,177</u>	18,709			
ウ構築物	7,969,557				
減価償却累計額	<u>△ 4,343,352</u>	3,626,205			
エ機械及び装置	1,172,728				
減価償却累計額	<u>△ 843,728</u>	329,000			
オ車両運搬具	4,848				
減価償却累計額	<u>△ 4,552</u>	296			
カ工具器具及び備品	87,232				
減価償却累計額	<u>△ 77,136</u>	10,096			
キ建設仮勘定		<u>29,216</u>			
有形固定資産合計			<u>4,070,183</u>		
(2)無形固定資産					
ア施設利用権	247				
減価償却累計額	<u>9,320</u>	9,567			
無形固定資産合計			<u>9,567</u>		
固定資産合計					<u>4,079,750</u>
2 流動資産					
(1)現金預金			143,870		
(2)未収金					
ア営業未収金		42,351			
イ営業外未収金		0			
ウその他の未収金		1,425			
貸倒引当金		<u>△ 5,683</u>	38,093		
(3)貯蔵品					
ア材料		4			
イ貯蔵量水器		10			
ウその他貯蔵品		<u>260</u>	274		
(4)前払金		<u>0</u>	0		
(5)その他流動資産					
ア保管有価証券		<u>0</u>	<u>0</u>		
流動資産合計					<u>182,237</u>
資産合計					<u>4,261,987</u>

		負債の部			
3	固定負債	千円	千円	千円	千円
(1)	企業債			1,349,055	
	固定負債合計				1,349,055
4	流動負債				
(1)	企業債			99,751	
(2)	未払金			33,179	
(3)	引当金			5,440	
(4)	その他流動負債				
	ア 預り担保有価証券		0		
	イ 預り保証金		1,080		
	ウ 下水道預り金		<u>26,066</u>	<u>27,146</u>	
	流動負債合計				165,516
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	ア 国県補助金	220,564			
	収益化累計額	<u>△ 170,983</u>	49,581		
	イ 町補助金	1,367,414			
	収益化累計額	<u>△ 894,045</u>	473,369		
	ウ 受贈財産評価額	39,874			
	収益化累計額	<u>△ 13,878</u>	25,996		
	エ 工事負担金	323,896			
	収益化累計額	<u>△ 214,356</u>	109,540		
	オ 加入金	7,150			
	収益化累計額	<u>△ 5,958</u>	1,192		
	長期前受金合計			<u>659,678</u>	
	繰延収益合計				<u>659,678</u>
	負債合計				<u>2,174,249</u>

		資 本 の 部			
6 資 本 金		千円	千円	千円	千円
(1) 自 己 資 本 金					
ア 固 有 資 本 金			56,723		
イ 繰 入 資 本 金			51,300		
ウ 組 入 資 本 金			<u>1,806,112</u>	<u>1,914,135</u>	
資 本 金 合 計					<u>1,914,135</u>
7 剰 余 金					
(1) 資 本 剰 余 金					
ア 受 贈 財 産 評 価 額			2,193		
イ 工 事 負 担 金			1,707		
ウ 国 庫 県 補 助 金			21,166		
エ 町 補 助 金			4,651		
オ そ の 他			214		
カ 加 入 金			<u>0</u>		
資 本 剰 余 金 合 計				29,931	
(2) 利 益 剰 余 金					
ア 減 債 積 立 金			15,788		
イ 建 設 改 良 積 立 金			38,472		
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金					
繰 越 利 益 剰 余 金 年 度 末 残 高		93,035			
当 年 度 純 損 失		<u>3,623</u>	<u>89,412</u>		
利 益 剰 余 金 合 計				<u>143,672</u>	
剰 余 金 合 計					<u>173,603</u>
資 本 合 計					<u>2,087,738</u>
負 債 資 本 合 計					<u><u>4,261,987</u></u>

議案第69号

令和4年度 箱根町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度箱根町公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度箱根町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正額）	（計）
支 出				
第1款	下水道事業費用	1,181,800 千円	24,100 千円	1,205,900 千円
	第1項 営業費用	1,122,168 千円	24,100 千円	1,146,268 千円
	（継続費）			

第3条 予算第5条及び既定の継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	宮城野浄水センター重力濃縮設備機械電気設備改築工事委託	千円		千円	千円		千円
			106,800	4	29,700	0	4	0
				5	77,100		5	0
資本的支出	建設改良費	大川橋ポンプ場機械電気設備改築工事委託	千円		千円	千円		千円
			197,600	4	40,100	0	4	0
				5	157,500		5	0
資本的支出	建設改良費	蛭川ポンプ場電気設備改築工事委託	千円		千円	千円		千円
			201,400	4	46,300	0	4	0
				5	155,100		5	0

令和4年11月30日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和4年度箱根町公共下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出 収 入

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	下水道事業収益		1,239,400		1,239,400
	1 営業収益		707,124		707,124
		1 下水道使用料	707,033		707,033
		2 その他営業収益	91		91
	2 営業外収益		532,276		532,276
		1 他会計補助金	81,441		81,441
		2 長期前受金戻入	420,615		420,615
		3 雑 収 益	30,220		30,220

支 出

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	下水道事業費用		1,181,800	24,100	1,205,900
	1 営業費用		1,122,168	24,100	1,146,268
		1 管路施設管理費	7,182		7,182
		2 処理場施設管理費	326,165	16,000	342,165
		3 ポンプ場施設管理費	64,247	8,100	72,347
		4 流域下水道維持管理負担金	92		92
		5 総 係 費	74,105		74,105
		6 減 価 償 却 費	643,401		643,401
		7 資 産 減 耗 費	6,876		6,876
		8 その他営業費用	100		100
	2 営業外費用		58,632		58,632
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	58,631		58,631
		2 消費税及び地方消費税	0		0
		3 雑 支 出	1		1
	3 予備費		1,000		1,000
		1 予 備 費	1,000		1,000

令和4年度 箱根町公共下水道事業
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 20,056
減価償却費	643,401
資産減耗費	6,876
長期前受金戻入	△ 420,615
未収金の増減	△ 12,974
貸倒引当金の増減	882
未払金の増減	△ 323,673
賞与引当金の増減	△ 878
支払利息	58,631
小計	△ 68,406
支払利息	△ 58,631
<u>業務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 127,037</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 529,893
無形固定資産の取得による支出	△ 298,825
国庫補助金等による収入	246,395
一般会計からの補助金による収入	125,275
貸付金の支出	△ 800
貸付金の回収による収入	130
<u>投資活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 457,718</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の収入	590,900
企業債償還の支出	△ 360,694
<u>財務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>230,206</u>
<u>資金増加額（又は減少額）</u>	<u>△ 354,549</u>
<u>資金期首残高</u>	<u>463,002</u>
<u>資金期末残高</u>	<u>108,453</u>

継 続 費 に 関 す る 調 書

款	項	事業名	年度	全体計画				前年度 末まで の支払 義務生 （見込） 額	当該年 度支払 義務生 予定額	当該年 度末ま での支 払義務 発生予 定額	翌年度 以降の 支払義 務発生 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗率	
				年割額	左の財源内訳								当年度 損益勘 定留保 資金
					国 補助金	県 補助金	企業債						
資本的支出	建設改良費	宮城野 浄水セ ンター 重力濃 縮設備 機械電 気設備 改築工 事委託	補正前の額	4	千円 29,700	千円 16,335	千円 13,300	千円 65	千円 29,700	千円 29,700	千円 77,100	% 27.8	
			補正前の額	5	77,100	42,405	34,600	95			77,100	72.2	
			補正前の額	計	106,800	58,740	47,900	160		29,700	29,700	77,100	100.0
			補正額	4	△29,700	△16,335	△13,300	△65		△29,700	△29,700		
			補正額	5	△77,100	△42,405	△34,600	△95				△77,100	
			補正額	計	△106,800	△58,740	△47,900	△160		△29,700	△29,700	△77,100	
			補正後の額	4	0	0	0	0		0	0	0	0.0
			補正後の額	5	0	0	0	0		0	0	0	0.0
			補正後の額	計	0	0	0	0		0	0	0	0.0
		大川橋 ポンプ 場機械 電気設 備改築 工事委託	補正前の額	4	40,100	20,050	20,000	50		40,100	40,100		20.3
			補正前の額	5	157,500	78,450	79,000	50				157,500	79.7
			補正前の額	計	197,600	98,500	99,000	100		40,100	40,100	157,500	100.0
			補正額	4	△40,100	△20,050	△20,000	△50		△40,100	△40,100		
			補正額	5	△157,500	△78,450	△79,000	△50				△157,500	
			補正額	計	△197,600	△98,500	△99,000	△100		△40,100	△40,100	△157,500	
			補正後の額	4	0	0	0	0		0	0	0	0.0
			補正後の額	5	0	0	0	0		0	0	0	0.0
			補正後の額	計	0	0	0	0		0	0	0	0.0
	蛭川ポ ンプ場 電気設 備改築 工事委託	補正前の額	4	46,300	23,150	23,100	50		46,300	46,300		23.0	
		補正前の額	5	155,100	77,250	77,800	50				155,100	77.0	
		補正前の額	計	201,400	100,400	100,900	100		46,300	46,300	155,100	100.0	
		補正額	4	△46,300	△23,150	△23,100	△50		△46,300	△46,300			
		補正額	5	△155,100	△77,250	△77,800	△50				△155,100		
		補正額	計	△201,400	△100,400	△100,900	△100		△46,300	△46,300	△155,100		
補正後の額		4	0	0	0	0		0	0	0	0.0		
補正後の額		5	0	0	0	0		0	0	0	0.0		
補正後の額		計	0	0	0	0		0	0	0	0.0		

令和4年度 箱根町公共下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部	
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア	土地		2,543,275
イ	建物	1,205,383	
	減価償却累計額	<u>△ 241,844</u>	963,539
ウ	構築物	9,696,712	
	減価償却累計額	<u>△ 2,093,427</u>	7,603,285
エ	機械及び装置	3,786,934	
	減価償却累計額	<u>△ 1,296,895</u>	2,490,039
オ	工具器具及び備品	1,511	
	減価償却累計額	<u>△ 901</u>	610
カ	建設仮勘定		<u>131,778</u>
	有形固定資産合計		13,732,526
(2) 無形固定資産			
ア	電話加入権		1,371
イ	建設仮勘定		1,801,089
ウ	その他無形固定資産		<u>172,816</u>
	無形固定資産合計		1,975,276
(3) 投資その他の資産			
ア	長期貸付金		<u>1,055</u>
	投資その他の資産合計		<u>1,055</u>
	固定資産合計		15,708,857
2 流動資産			
(1)	現金預金		108,454
(2)	未収金		
ア	営業未収金	123,208	
イ	営業外未収金	25,897	
ウ	その他の未収金	10	
	貸倒引当金	<u>3,221</u>	145,894
	流動資産合計		<u>254,348</u>
	資産合計		<u><u>15,963,205</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			<u>5,223,056</u>	
固定負債合計				5,223,056

4 流動負債

(1) 企業債			371,169	
(2) 未払金			75,105	
(3) 引当金			6,597	
(4) 預り金			<u>530</u>	
流動負債合計				453,401

5 繰延収益

(1) 長期前受金				
ア 国庫補助金	5,165,656			
収益化累計額	Δ 1,166,691	3,998,965		
イ 県補助金	797,678			
収益化累計額	<u>Δ 236,579</u>	561,099		
ウ 他会計補助金	1,113,630			
収益化累計額	<u>Δ 377,130</u>	736,500		
エ 受贈財産評価額	2,878,320			
収益化累計額	<u>Δ 697,647</u>	2,180,673		
長期前受金合計			<u>7,477,237</u>	
繰延収益合計				<u>7,477,237</u>
負債合計				<u>13,153,694</u>

資 本 の 部

6 資 本 金			686,123
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 国 庫 補 助 金	13,055		
イ 県 補 助 金	594		
ウ 他 会 計 補 助 金	1,033,686		
エ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>1,014,152</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		2,061,487	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 建 設 改 良 積 立 金	16,135		
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>45,765</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>61,900</u>	
剰 余 金 合 計			<u>2,123,387</u>
資 本 合 計			<u>2,809,510</u>
負 債 資 本 合 計			<u>15,963,204</u>